

————— JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス・フレームワークの評価結果を公表します。

株式会社ジャックスのグリーンファイナンス・フレームワーク に Green 1(F) を付与

発行体 / 借入人 : 株式会社ジャックス (証券コード: 8584)

評価対象 : 株式会社ジャックス グリーンファイナンス・フレームワーク

<グリーンファイナンス・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価 (資金使途)	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章: 評価の概要

株式会社ジャックスは、三菱UFJ銀行の持分法適用関連会社（出資比率20%）で、三菱UFJフィナンシャル・グループ（MUFG）の信販大手。クレジット事業、カード・ペイメント事業（カード、集金代行、家賃保証）、ファイナンス事業（住宅ローン、銀行個人向けローン保証）、海外事業を展開している。海外事業では、ベトナム、インドネシア、フィリピン、カンボジアに進出している。

ジャックスは、株主をはじめとした、顧客、取引先、役職員、社会や環境などのあらゆるステークホルダーの信頼と期待に応え、ジャックスグループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現していくにあたり、企業のサステナビリティを重視した経営を進めている。アニュアルレポートでは、気候変動や自然災害を課題と認識した上で、ジャックスグループの強みを活かしてサービスを提供することにより、「消費者の豊かで満足感のある暮らし」「環境負荷の軽減と資源の節約」等を社会に提供する価値として開示しており、業務を通じて環境への取り組みを中長期的に進めていく姿勢を示している。

今般の評価対象は、ジャックスがグリーンボンドまたはグリーンローン（グリーンファイナンス）による資金調達を行うために定めたグリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCRは本フレームワークが「グリーンボンド原則¹」、「グリーンローン原則²」、「グリーンボンドガイドライン³」お

¹ ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2021年版
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

² LMA (Loan Market Association)、APLMA (Asia Pacific Loan Market Association)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) Green Loan Principles 2021
<https://www.lma.eu.com/>

³ 環境省 グリーンボンドガイドライン 2020年版
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf>

よび「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン⁴」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は国際資本市場協会（ICMA）、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）、ローン・シンジケーション・アンド・トレーディング・アソシエーション（LSTA）、および環境省がそれぞれ自主的に公表している原則またはガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

本フレームワークでは、資金使途の対象となりうるプロジェクトとして、太陽光発電設備もしくは蓄電池の設置を目的とした割賦債権（以下、総称して「太陽光発電設備向け割賦債権等」という）を挙げている。割賦債権は、ジャックスが全国の加盟店から個人および法人顧客に提供している、太陽光発電設備もしくは蓄電池の設置を目的としたものであり、グリーンファイナンスによって調達した資金は、太陽光発電設備向け割賦債権等の実行のために調達した資金のリファイナンスを予定している。JCRは、太陽光発電設備向け割賦債権等が実行されることによって、再生可能エネルギー設備もしくは再生可能エネルギーの利用を前提とした分散型電源の普及が促されるため、環境改善効果が期待できると評価している。

グリーンファイナンスの対象となるプロジェクトの選定およびグリーンファイナンスの実行は、専門的知見を有する部署および経営陣が関与し、決定される。グリーンファイナンスが償還/返済されるまでの間、ジャックスは当該グリーンファイナンスの残高を上回る太陽光発電設備向け割賦債権等を社内で管理することとしており、グリーンファイナンスの調達資金が間接的に資金使途の対象となるプロジェクトに充当される体制を維持する。本フレームワークを参照して実行されるグリーンファイナンスについて十分な開示の準備があることを確認した。また、本フレームワークを参照して実行されるグリーンファイナンスについて十分な開示の準備があることより、JCRは本フレームワークの管理・運営体制が確立され、透明性も高いこと、ジャックスの経営陣が環境問題を重要度の高い優先課題として位置付けていると評価した。

これらの結果、本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCRグリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。

本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

⁴ 環境省 グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2020年版
<https://www.env.go.jp/press/files/jp/113511.pdf> (pp.48-89)

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1：グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークから実行されるグリーンファイナンスの資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

(1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標（SDGs）との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

<調達資金の使途にかかる本フレームワーク(抜粋)>

2.1 調達資金の使途

グリーンファイナンスで調達された資金は、以下の適格プロジェクトに関連する既存のプロジェクトの実行資金もしくはリファイナンスに充当します。既存のプロジェクトに充当する場合は、グリーンファイナンスによる資金調達実行月の末日から遡って24か月以内に実行されたものを対象とします。

2.1.1 対象プロジェクト

グリーンファイナンスで調達された資金は、以下のいずれかのプロジェクトに充当する予定です。

適格クライテリア1

対象プロジェクトは、当社産業用及び家庭用ソーラー取扱基準に合致した提携加盟店が施行・販売し、健全な事業運営が期待できるプロジェクトとし、以下の適格基準を満たす太陽光発電設備向け割賦債権とします。

- 対象設備が日本国内に存在していること
- 顧客への設備販売・設置工事等を行う当社提携加盟店が、対象設備の建設・設置にあたり潜在的なリスクの影響について対策を行っていることを確認していること
- 発電事業者向けについて、発電事業の継続性が確保できること
- 債権流動化の対象となっていないこと
- 3ヶ月以上の延滞債権ではないこと

適格クライテリア2

対象プロジェクトは、当社の提携基準を満たした加盟店が施工・販売し、健全な事業運営が期待できるプロジェクトとし、以下の適格基準を満たす蓄電池設備向け割賦債権とします。

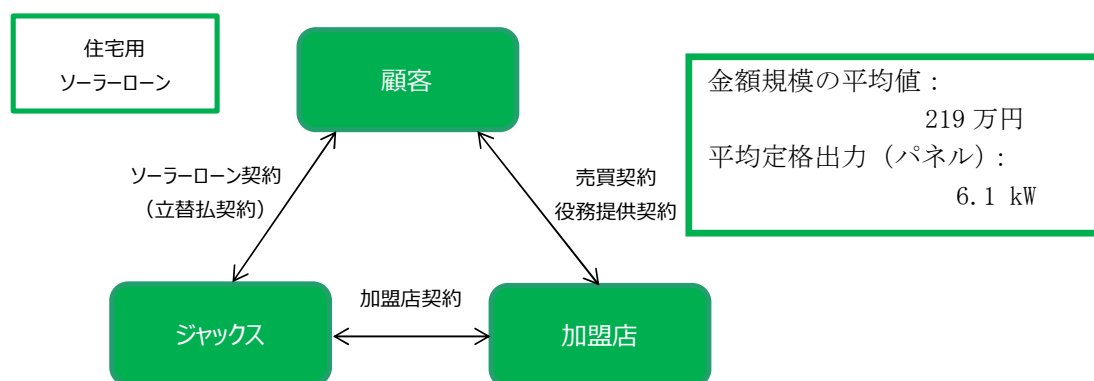
- 対象設備が日本国内に存在していること
- 債権流動化の対象となっていないこと
- 3ヶ月以上の延滞債権ではないこと

＜本フレームワークに対する JCR の評価＞

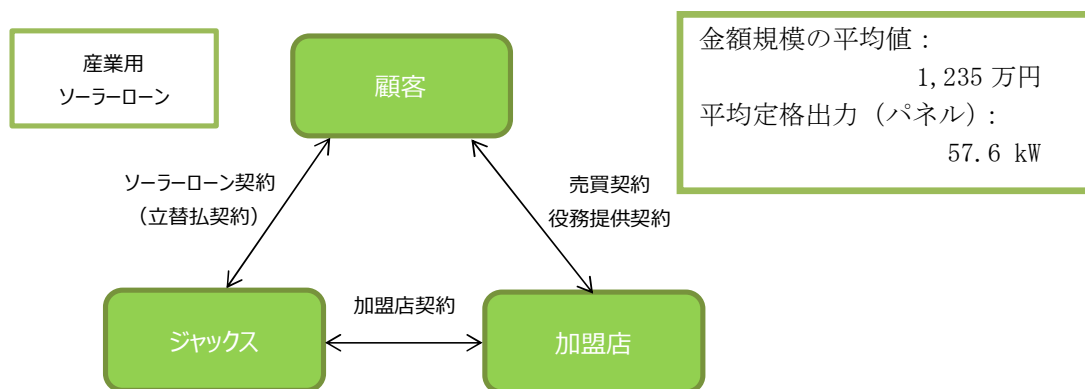
a. プロジェクトの環境改善効果について

i. 調達資金の全額が太陽光発電設備もしくは蓄電池設備の設置を目的とした割賦債権のために充当されることが予定されており、CO₂削減効果が期待される。

今般の資金使途の対象となるプロジェクトは、ジャックスが顧客に対して提供する太陽光発電設備向け割賦債権および蓄電池設備向け割賦債権である。当該商品は、ジャックスが提携している加盟店を通じ、太陽光発電設備および蓄電池設備の設置を目的として一般家庭または法人顧客に対して実行するローンである。加盟店が取り扱う太陽光発電システムの設置にかかる代金について顧客が分割払いを希望した場合に、ジャックスが加盟店に対して一括して立替払いを行うものである。



個人顧客に対する割賦債権の平均値は約 219 万円で、設置される太陽光パネルの平均出力は 6.1 kW である。



一方、法人顧客に対する割賦債権の平均値は約 1,235 万円である。設置される太陽光パネルの平均定格出力は 57.6 kW である。顧客は、ジャックスの支店網を反映して、個人、法人ともに全国に分散されている。

ジャックスは、固定価格買取制度開始前の 1998 年からソーラーローンの取扱いを開始しており、太陽光発電設備の普及拡大に寄与するとともに顧客のニーズの変化に合わせて業務を展開することにより実績を伸ばしている。固定価格買取制度の満了を迎えた家庭用ソーラーやレジリエンス強化に対する需要者に対して、ジャックスは、蓄電池設備を対象とした割賦債権を提供することにより顧客の継続的、安定的な太陽光発電設備の利用を促すことで、環境にかかる取り組みを進めている。

2021 年 8 月現在、ジャックスの蓄電池設備向け割賦債権は、約 38 億円の残高がある。主力製品の定格容量は 6kW～10kW であり、一般家庭では 1～2 日使用することができる程度の電力を蓄

えることができる。蓄電池を使うことで、太陽光発電設備で発電した電力を貯めることができ、電力需要ピーク時に利用することで電力消費量を抑制できる。また、停電時の非常用電源としても利用することができるため、電力供給への依存を低減し、分散型電源への普及に貢献する。

以上より、JCRは本フレームワークの資金使途の対象となるプロジェクトが環境改善効果を有するものであると評価した。

ii. 資金使途は、グリーンボンド原則または環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち再生可能エネルギーに該当し、日本の新エネルギー政策において分散型電源の1つとして重要な役割を担っている。

再生可能エネルギーの中でも、家庭用太陽光発電システムは、需要地に隣接して分散配置される分散型電源の一つとして、日本の電力供給の安定およびリスク分散の観点から重要である。将来の電力供給形態を大規模集中型から小規模分散型へ移行しようとする動きもある。第6次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーのコスト低下やレジリエンス強化に対する関心の高まり等により、再生可能エネルギーを始めとする分散型エネルギーリソースの導入拡大は今後も拡大していくことが期待されている。また、分散型エネルギーリソースのうち、調整力の提供や変動する再生可能エネルギーの有効利用を図る上で特に重要となる蓄電池については、再生可能エネルギーの更なる導入促進の観点から、産業用・家庭用とも今後も市場の拡大が期待されている。

2009年に開始された余剰電力買取制度の適用を受け導入された家庭用太陽光発電システムは、2019年以降順次、10年間の買取期間が終了する。政府は、買取期間終了後は小売電気事業者との相対契約による余剰電力の売電、電気自動車の普及やオール電化住宅の増加に伴う自家消費を促進することを意図している。買取制度終了直後は需要が一時的に低下する可能性があるものの、中期的には、自家消費型ライフスタイルの浸透、小売電気事業者等の業容拡大等による相対契約の普及等によって、家庭用太陽光発電システムに対する継続的な資金需要が見込まれる。

b. 環境に対する負の影響について

<環境に対する負の影響にかかる本フレームワーク(抜粋)>

太陽光発電設備の設置に伴い想定される、環境及び地域へのネガティブインパクトの緩和のため、当社は以下の対応をとっています。

- 対象設備の建設・設置にあたり、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法改正法」に基づいて策定された、再生可能エネルギー固定価格買取制度で規定された設置方法及び設備のメンテナンス体制を遵守しているかどうかにつき、当社提携加盟店に確認していること
- 対象設備の建設・設置にあたり、当該事業が、継続的且つ計画的な事業であることを確認していること
- 対象設備の運営にあたり、異常が発生した場合に速やかに感知し対応するための設備や、管理体制の有無を確認していること

蓄電池設備の設置に伴い想定される、環境及び地域へのネガティブインパクトの緩和のため、当社は以下の対応をとっています。

- 対象設備の設置にあたり、当社の提携基準を満たした加盟店に限定していること
- 災害リスクのヘッジを目的に、動産総合保険や工事賠償責任保険を組み合わせた総合補償制度を提供できる体制を整えていること

＜本フレームワークに対する JCR の評価＞

ジャックスは、太陽光発電設備向け割賦債権等の締結に際して、顧客に契約内容および契約意思の確認を行い、契約対象となる工事が適切に行われるよう手当している。また、工事終了後には、顧客に電話と書面による完工確認を行い、設備が確実に稼働する仕組みを確保している。

加盟店に関しては、販売方法や過去の施工実績の確認を含め割賦販売法に基づいた厳格な加盟店調査がなされており、適切に工事が行われる蓋然性は高い。

ジャックスでは、加盟店および顧客向けに総合補償制度（ジャックスソーラー総合補償制度）をオプションとして提供している。加盟店に関しては、契約の対象となる工事中に発生した事故、顧客に対しては設置された太陽光発電設備および蓄電池設備の火災・台風・落雷などの天災による破損などを対象として、一定期間補償されるものとなっており、太陽光発電設備向け割賦債権等により設置された設備が確実に環境改善効果を発現するのに資するものとなっている。

以上より、JCR はこれらのリスクに対する手当てについては、適切であると評価している。

c. SDGs との整合性について

資金使途の対象は再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 3 : すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。



目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 8 : 働きがいも経済成長も

ターゲット 8.4 2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。



目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。



目標 12 : つくる責任、つかう責任

ターゲット 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

評価フェーズ 2：管理・運営・透明性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1 (F)』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスにかかる妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 目標

ジャックスは、「サステナビリティ基本方針」に「ジャックスグループは『「夢のある未来」「豊かな社会」の実現に貢献する』という経営理念のもと、ステークホルダーの信用・信頼を得ながら、事業活動を通じて社会活動の解決に貢献することで、持続可能な社会の実現と企業価値向上を目指してまいります。」と表明している。JCR は、本フレームワークの資金使途である太陽光発電設備および蓄電池設備の設置に係るローンの実行が、ジャックスの目標に整合的であると評価している。

b. 選定基準

本フレームワークにおける適格クライテリアは、本レポートの評価フェーズ 1 で記載の通りである。JCR はプロジェクトの選定基準が適切であると評価している。

c. プロセス

<プロセスにかかる本フレームワーク>

2.2 プロジェクトの評価及び選定のプロセス

当社財務部がクレジット企画部及び関連する事業部門と協議を行い、適格クライテリアを満たす適格プロジェクトを選定します。グリーンボンドの発行またはグリーンローンの借入に際し選定された適格プロジェクトについては、CFO または経理・財務担当の役員が最終決定します。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

グリーンファイナンスの資金使途の対象となる資産は、太陽光発電設備および蓄電池設備に関して専門的知見を有する部署が中心となり選定される。グリーンファイナンスの実行に際しては、経営陣が関与の上決定されることとなっており、適切な体制が構築されている。

なお、上述の選定基準、プロセスは、ジャックスのウェブサイト、法定開示書類等で開示される。したがって、投資家等に対する透明性は確保されていると考えられる。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定される。本フレームワークに基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本フレームワークにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理にかかる本フレームワーク>

2.3 調達資金の管理

当社はグリーンファイナンスで調達した残高（以下、「グリーンファイナンス残高」といいます。）が存在する限り、適格基準を満たす割賦債権残高がグリーンファイナンス残高以上になるように維持しながら分別管理する予定です（分別管理される割賦債権を適格プールといいます）。適格プールは、グリーンファイナンスによる資金調達後に財務部により適格基準を満たす債権を抽出することにより選定され、当社の割賦債権を管理する電子ファイルに記録することで分別管理されます。適格プールの残高は四半期に一度財務部の担当者により確認され、適格プールの残高がグリーンファイナンス残高を下回る場合には、未充当資金が発生したと認識し、①グリーンファイナンス残高以上になるよう、適格プールに適格基準を満たす割賦債権を追加する、もしくは②未充当資金が発生した旨、当社のウェブサイトにて公表することを予定しています。適格プールの残高管理の確認結果は、財務部長が確認することにより社内での統制を確保します。

調達資金が適格事業・プロジェクトへ充当されるまでの間は、現金又は現金同等物にて管理します。調達資金はグリーンファイナンス実行から1ヶ月以内に充当されることを見込んでいます。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

グリーンファイナンスによって調達された資金は、ジャックスが提供する太陽光発電設備向け割賦債権等のために調達した資金のリファイナンスを用途としており、これ以外の目的に充当される予定はない。

グリーンファイナンスによって調達された資金は入金された後、概ね1ヶ月以内に財務部の担当者によりリファイナンスに充当される。グリーンファイナンスが償還/返済されるまでの間、ジャックスの社内では、適格基準を満たす太陽光発電設備向け割賦債権等を適格プールとして、当該グリーンファイナンスの発行/実行金額を超えるよう分別管理を行うこととしている。ジャックスは2019年度に発行した第24回無担保社債（グリーンボンド）における資金管理に関しても、適格プールの管理を前提とした体制を構築しており、JCRは、ジャックスが現在まで適格プールを適切に管理していることを確認している。本フレームワークでの管理体制は、第24回無担保社債における管理体制と実質的には同一であるため、今後も適切に管理されることが期待される。

以上より、JCRはジャックスの資金管理は妥当であり、投資家に対する開示も適切であると評価している。

3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを参照して実施されるグリーンファイナンスの実施前後の投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<レポーティングにかかる本フレームワーク(抜粋)>

2.4 レポーティング

2.4.1 資金充当状況レポーティング

当社は、適格プロジェクトに調達資金が全額充当されるまで、調達資金の充当状況（充当額及び未充当額等）を年次で、当社ウェブサイト上に開示します。

開示内容は、プロジェクトカテゴリ単位での資金充当額、調達資金の未充当資金額及び調達資金毎の充当額全額のうち既存の支出として充当された金額です。

なお、調達資金の全額充当後、大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合は、適時に開示します。

2.4.2 資金充当状況レポーティング

当社は、あらかじめ定めた環境改善効果に関する指標等を、実務上可能な範囲で年次で当社ウェブサイト上に開示します。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

前項で確認した通り、グリーンファイナンスにより調達した資金は、全額が1ヶ月以内に太陽光発電設備向け割賦債権等のための資金のリファイナンスに充当される。よって、未充当資金にかかる期中のレポーティングは現在のところ想定されない。また、グリーンファイナンスが償還/返済されるまでの間、ジャックスは当該グリーンファイナンスの発行/実行金額を上回る適格プールを分別管理することとしているが、当該適格プールの残高がグリーンファイナンスの残高を下回り、実質的な未充当資金が発生する場合、ジャックスは未充当資金が発生した時点および事後の充当状況に関してレポーティングすることを予定している。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

ジャックスは、環境改善効果にかかるレポーティングとして以下の項目の開示を予定している。

適格プロジェクト	環境改善効果等
適格クライテリア 1.を満たす太陽光発電設備向け割賦債権	年間 CO ₂ 排出削減量（出力規格に基づく理論値） 年間発電量（出力規格に基づく理論値）
適格クライテリア 2.を満たす蓄電池向け割賦債権	当社が提供する蓄電池ローンで顧客が保有する蓄電池の定格容量

JCR では、上記レポーティングについて、資金の充当状況および環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンファイナンス調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準等が明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

ジャックスは、株主をはじめとした、役職員、顧客、取引先、社会や環境などのあらゆるステークホルダーの信頼と期待に応え、ジャックスグループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現していくにあたり、企業のサステナビリティを重視した経営を進めている。アニュアルレポートでは、気候変動や自然災害を課題と認識した上で、ジャックスグループの強みを生かしてサービスを提供することにより、「消費者の豊かで満足感のある暮らし」「環境負荷の軽減と資源の節約」等を社会に提供する価値として開示しており、業務を通じて環境への取り組みを中長期的に進めていく姿勢を示している。

環境に関しては、地球環境の保全・管理が人類共通の重要課題であることを認識し、未来を見据えて、環境負荷の軽減と資源の節約に配慮した企業活動に取り組み、社会全体の環境保全・管理に努めることを掲げている。ジャックスでは、ジャックスグループが地球環境の保全が人類共通の重要課題であることを認識した上で、環境負荷の軽減と資源の節約に配慮した企業活動に取り組むために「ジャックスグループ環境基本規程」を制定しており、総務部がグループ全体として取り組むべき環境保全への取り組みの推進、環境問題に関しての諸報告の取り纏めなどを行うこととしている。また、エリア単位、営業店単位等で管理者を設置し、具体的な環境管理に関する取り組み事項の実行や点検を行っている。

ジャックスは改正省エネ法の特定事業者として、年間 1%以上のエネルギー使用量の削減を行うことで CO₂排出量の削減に取り組んでおり、2015 年度からエネルギー使用量と原単位について、前年度と比較した削減率を公表している。本フレームワークで資金使途の対象として示している太陽光発電設備向け割賦債権、蓄電池設備向け割賦債権のみならず、電気自動車や燃料電池車など、クリーンエネルギーを使用する自動車の普及に貢献するローンの提供を通じて CO₂排出量の削減へ貢献している。

ジャックスにおけるサステナビリティへの取り組みは、総務部および経営企画部が中心となり全社的な方針を定め、その他本部各部署および各営業店が業務を通じて環境保全、管理に関する取り組みを行っている。環境を含めたサステナビリティへの取り組みの策定においては、外部コンサルティング会社からアドバイスを受けている。

以上より、JCR では、ジャックスの経営陣が環境問題を経営の優先度の高い重要課題と位置づけていると評価している。

■ 評価結果

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金用途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは「グリーンボンド原則」、「グリーンローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」および「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green1(F)	Green2(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)
	g2(F)	Green2(F)	Green2(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)
	g3(F)	Green3(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green4(F)	Green4(F)	Green5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green5(F)	Green5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 梶原 敦子・菊池 理恵子

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制および透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1 (F)、Green2 (F)、Green3 (F)、Green4 (F)、Green5 (F) の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル